（別紙）流れ図

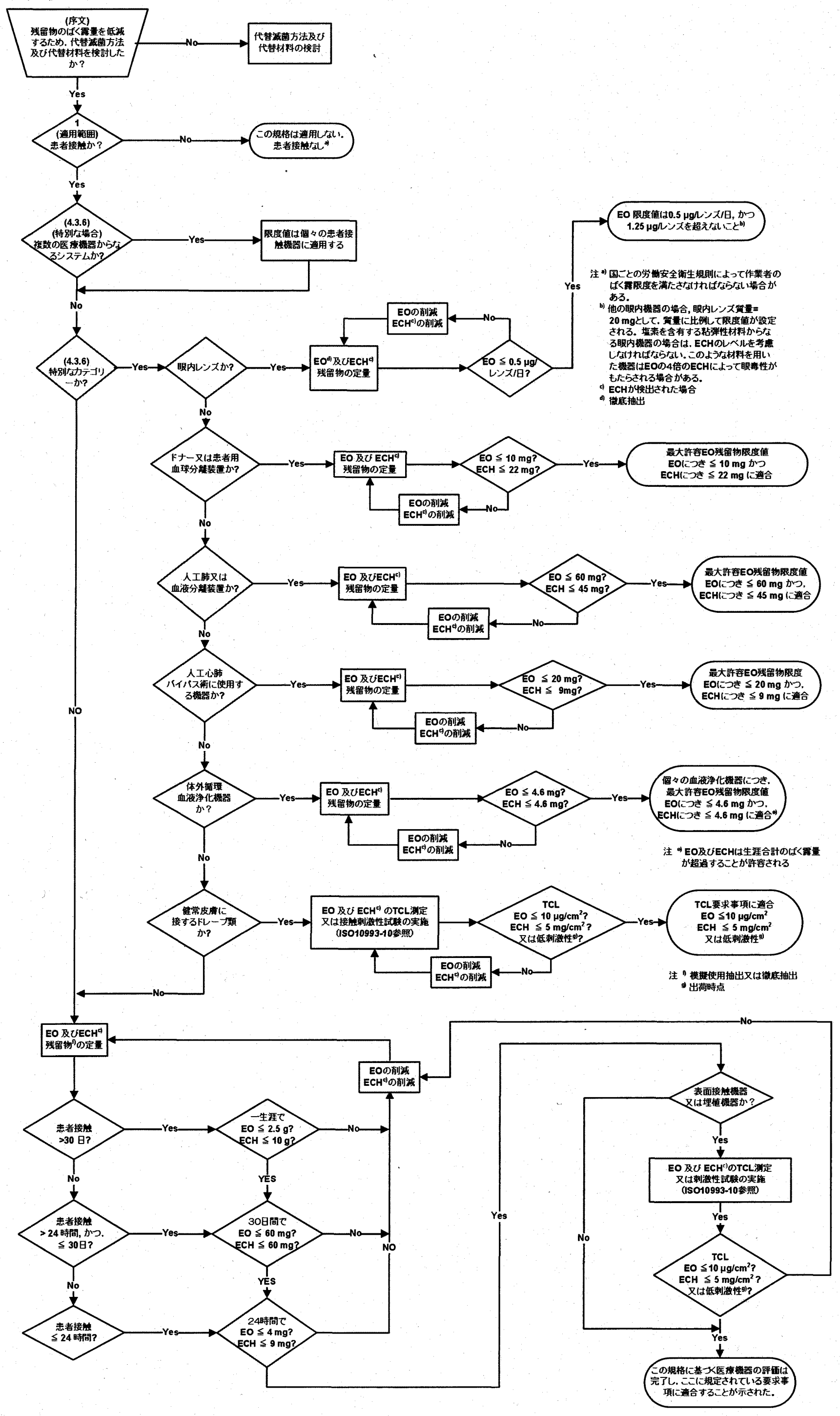

注 [a] 国ごとの労働安全衛生規則によって作業者のばく露限度を満たさなければならない場合がある．

[b] 他の眼内機器の場合，眼内レンズ質量＝20 mgとして，質量に比例して限度値が設定される．塩素を含有する粘弾性材料からなる眼内機器の場合は，ECHのレベルを考慮しなければならない．このような材料を用いた機器はEOの4倍のECHによって眼毒性がもたらされる場合がある．

[c] ECHが検出された場合

[d] 徹底抽出

注 [e] EO及びECHは生涯合計のばく露量が超過することが許容される

注 [f] 模擬使用抽出又は徹底抽出

[g] 出荷時点